



# 労災裁判、不当判決！引き続き支援を！

さる1月20日に、東京地方裁判所で第1審判決が下りました。約2年4ヶ月かかった裁判ですが、大変残念なことに結果は敗訴でした。判決後の1月30日に「第1審判決報告会」を開催し、原告である内山さんの東京高等裁判所へ控訴していく意向を受け、支援団体や参加者全員で引き続き支援していくことを力強く決意しました。

## § § 判決内容 § §

傍聴者は聴こえない人9人、聴こえる人41人の方々にお越しいただき、傍聴席に入れなかった方もいました。また、判決が短く、内容がよくわからなかったため、終了後に会場を移動し、田門弁護士より判決内容について、簡単にご説明をいただきました。

判決の主文は、「1 原告の請求を棄却する。2 訴訟費用は原告の負担とする。」とあり、判決文の主な内容は次のとおりです。

- (1) 登録手話通訳者は「労働者」ではない。
- (2) 社会福祉協議会、障害者交流センター、春日部公共職業安定所、さいたま市行政センターで職員として働いていたが、それぞれの事業を分けて、頸肩腕症候群が発症する危険性があったかどうかを判断すべき。
- (3) それぞれの事業を一つひとつ分けて判断すると頸肩腕症候群の危険性は認められない。



## § § 判決報告会 § §

1月30日、浦和合同庁舎の講堂にて、105人の参加のもと判決報告会が行われました。支援する会の河合会長のあいさつの後、田門弁護士、新小岩わたなべクリニックの斎藤ケースワーカーから判決について説明がありました。

田門弁護士からは、裁判官の見方は登録手話通訳者をボランティアとして見ている、との説明があった。しかし、職員とボランティアとの違いを比較すると、事業の依頼を自由に断れるかどうか？(通訳者が足りないため、断れない) 事業を進める時に指揮命令を受けているかどうか？(専任通訳者から依頼を受けている) 事業を行う場所や時間を自由に決めることができるかどうか？(自由に決められない) 事業を他の人に任せられるかどうか？(任せることができない) 以上の4点を比較してみても登録手話通訳はボランティアではないことは明らかで、業務を別々に分けて判断すると頸肩腕症候群の危険性が無いとしていることについて、本来であれば身体は一つであり別々に見ることはできない。他の業務と一緒にいったことにより危険度が増し、その結果、内山さんは頸肩腕症候群になったのは明白であるとお話がありました。



斎藤ケースワーカーからは、内山さんが頸肩腕症候群であることを認めながら、このような初歩的な誤りをおかすとは思わなかった。じん肺についての労災認定の考え方を例にしながら、複数の使用者のもとでの各業務を合わせて検討すべきであるという原告(内山さん側)の主張を採用しなかったのは地裁の誤

りである。県や市の登録手話通訳者として手話通訳に従事した期間や浦和総合行政センター、春日部職業安定所、障害者交流センターと市社会福祉協議会での業務を総合して業務起因性を判断すべきであるとお話がありました。



当事者である内山さんからは、今までの支援に対する感謝とともに、手話通訳者の身分保障の確立が聴覚障害者の社会参加につながることで、現行制度は見直される時期に来ているのではないかと話され、東京高等裁判所へ控訴するにあたり引き続きのご支援・ご協力をいただきたいと締めくくられました。

続いて、裁判を支援している関係団体よりご挨拶をいただきました。全国手話通訳問題研究会石川副会長、全日本ろうあ連盟小椋組織部長、日本手話通訳士協会田中事務局長、埼玉県手話通訳問題研究会小野運営委員長、埼玉県聴覚障害者協会小出理事長から、力強いご挨拶をいただきました。

最後に支援団体と支援する会のメンバーが前に立ち、引き続き裁判を支援していくことと勝訴へ向けて頑張っていこう！と決起を行いました。

今後は、東京高等裁判所に場所を移して戦いは続きます。全国の皆様方には、今後も引き続き労災ニュースでお伝えしていきますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



## § § 控訴審期日が決定 § §

東京高等裁判所に控訴し、控訴審期日が決まりました。多くの傍聴者で法廷を埋めたいと思います。ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 控訴審期日

5月16日(月)

午後1時30分から(集合:午後1時)

集合場所 東京高等裁判所

8階 809号法廷 前

(建物は東京地方裁判所と同じ建物です)

現在の募金額(3/28現在)

1,716,082円

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T / F 048 - 653 - 7324

郵便振替 10310 - 0 - 39828751 「内山さん労災裁判を支援する会」